

令和3年7月29日(木)

立憲民主党 新型コロナウイルス対策本部/会派 厚生労働部会・文部科学部会合同会議

6月2日付厚労省事務連絡「国民健康保険料の減免等について」に於いて、対象者の要件が前年收入3割以上減となっている。そうすると前年收入が0の者で且つ本年の見込みが0の者は対象外となる。前年收入があつて本年0の者は対象となり、どちらも0の更に困窮している者が対象外になる事は不合理ではないのか。要件を減少額が10分の3以上であること、または前年の収入が0から且つ本年の収入見込みも0であること、に修正すべきではないのか。

(答)

- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険料について、保険者が減免を行った場合に、国が特例的に財政支援をすることとしています。
- 令和3年度の国民健康保険料については、
 - ・ 前年所得に基づき賦課されるため、新型コロナウイルス感染症発生後の令和2年所得に応じた保険料が賦課されることとなり、
 - ・ さらに、所得が一定額以下の場合には、応益分保険料の7割、5割又は2割が軽減され、令和2年における所得減少を反映した保険料が賦課されることとなります。
- その上で、令和3年度においては、保険料賦課のベースとなる前年(令和2年)と比較して収入が減少した被保険者に対して保険料の減免をした場合に、市町村等の被保険者へ財政支援を実施することとしています。
- なお、保険者の個別の判断により、被保険者の個々の事情に応じて保険料減免を行うことも可能となっております。